

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日

目

○家畜防疫員の検査を受けることを命ずる件九件 ○家畜防疫員の検査等を受けることを命ずる件 ○大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件

○道路の区域を変更する件五件 ○土地改良区の定款の変更を認可した件

○道路の供用を開始する件二件

県

○車両制限令の規定により道路を指定する件

○車両制限令の規定により道路を指定し、及び通行方法を定める件 公

○都市計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けた件

○土地改良区の役員が退任した旨届出があった件

福

○都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件.

件

告 示

福島県告示第百七十七号

の変更の届出に係り法第八条第一項の規定により聴取した意見の概要及び同条第二項の第四項の規定により法第六条第二項の規定による届出とみなされる法附則第五条第一項 規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和五年三 島県県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び二本松市産業部商工課に備 月十七日から同年四月十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福

令和五年三月十七日

え置いて縦覧に供する。 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号。 以下「法」という。) 附則第五条

福島県知事 内 堀 雅 雄

> みやぎ生活協同組合ふくしまあだたら店 福島県二本松市油井字中田一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

法第八条第一項の規定により二本松市から聴取した意見の概要 番地

あった場合には、迅速かつ真摯に対応してください。 る環境基準を遵守するとともに、近隣住民等より公害等に関する苦情の申し立て等が 開店、閉店時刻及び駐車場利用時間帯変更について、環境基本法に基づく騒音に係

法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要 意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第百七十八号

畜の所有者は家畜について家畜防疫員の注射を受けることを次のとおり命ずる。 家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号) 第六条第一項の規定により、 家

福島県知事

内

堀

雅 雄 令和五年三月十七日

豚熱の発生予防 実施の目的

 \equiv

実施する区域

県内全域

実施の対象となる家畜の種類及び範囲 家畜防疫員が必要と認めた豚及びいのしし

健衛生所長の指示する日

व्य व्य व्य

四

実施の期日

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保

Б. 注射の方法

皮下又は筋肉内注射法

畜

産

課

福島県告示第百七十九号

畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。 家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号) 第五条第一項の規定により、 家

福島県知事 内 堀 雅 雄

牛のブルセラ症及び結核の発生の予防

実施の目的

令和五年三月十七日

実施する区域

県下一円

 \equiv 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

所轄の福島県家畜保健衛生所長が必要と認める牛

県

四 実施の期日 令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保

健衛生所長の指示する日

Ŧi. 1 検査の方法

2 結核 ブルセラ症 エライザ法

ツベルクリン検査

福島県告示第百八十号

畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。 家畜伝染病予防法 (昭和二十六年法律第百六十六号) 令和五年三月十七日 第五条第一項の規定により、 家

福島県知事 内 堀 雅 雄

実施する区域 牛のヨーネ病の発生の予防 実施の目的

1 村、石川郡平田村(上蓬田、九生滝、下蓬田、西山の区域を除く。)、石川郡古殿海町、三穂田町の区域に限る。)、田村市(常葉町の区域に限る。)、岩瀬郡天栄 南会津町、南会津郡下郷町、南会津郡只見町、耶麻郡北塩原村、 に限る。)、伊達市(霊山町、月舘町の区域に限る。)、伊達郡川俣町、 二本松市(木幡、針道、太田、戸沢、杉沢、東新殿、 (田人町、三和町のうち上三坂、中三坂、下三坂の区域に限る。)の各区域 東白川郡棚倉町、喜多方市(岩月町、熱塩加納町の区域に限る。)、 百目木、茂原、 相馬市、 、郡山市(熱、田沢の区域 いわき市

2 所轄の福島県家畜保健衛生所長が指定する区域 福

島

実施の対象となる家畜の種類及び範囲 一の区域内で飼育されている生後一歳以上の牛であって次に掲げるもの

種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛

1又は2の牛と同一施設内で飼育している牛

5 所轄の福島県家畜保健衛生所長が指定する牛 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛

実施の期日

健衛生所長の指示する日 令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保

<u>Б</u>. 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則 (昭和二十六年農林省令第三十五号) 別表第一に定める

畜

課

産

実施の目的

令和五年三月十七日

馬伝染性貧血の発生の予防

三 実施する区域 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 県下一円

畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。

家畜伝染病予防法 (昭和二十六年法律第百六十六号)

第五条第一

項の規定により、

家

畜

産

課

福島県知事

内

堀

雅

雄

福島県告示第百八十一号

実施の期日 令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保

生後百八十日以上の馬であって、所轄の福島県家畜保健衛生所長が必要と認める馬

健衛生所長の指示する日

四

Ŧi. 検査の方法

寒天ゲル内沈降反応

畜 産 課

福島県告示第百八十二号

畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。 家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号) 第五条第一項の規定により、 家

令和五年三月十七日

福島県知事 内 堀 雅

雄

蜜蜂の腐蛆病の発生の実施の目的 予防

実施する区域 県下一円

 \equiv 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

四 実施の期日 **令和五年四月一** 日 から令和六年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保

<u>Ŧ</u>i. 検査の方法 衛生所長の指示する日

肉眼的検査及び細菌学的検査

畜 産

課

福島県告示第百八十三号

137

畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。 家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第五条第一項の規定により、 令和五年三月十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

実施の目的

牛のアルボウイルス感染症(アカバネ病に限る。) の発生の予察

実施する区域

県下一円

第369号

実施の対象となる家畜の種類及び範囲

然条件を考慮して福島県家畜保健衛生所長が指定したもの 越夏していない一の監視伝染病のワクチン未接種の牛であって、 地理的条件及び自

Ŧi. 検査の方法 四

実施の期日

健衛生所長の指示する日 令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保

臨床検査及び血清学的検査 (中和試験)

産 課

畜

福島県告示第百八十四号

畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。 家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号) 第五条第一項の規定により、 家

令和五年三月十七日

島

雅 雄

福島県知事 内 堀

高病原性鳥インフルエンザの発生の予察 実施の目的

実施する区域

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

福島県家畜保健衛生所長が指定した箇所において飼養されている家きんのうち任意の いう。)を百羽以上(だちょうにあっては、十羽以上)飼養している箇所であって、 あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥又は七面鳥(以下「家きん」と

実施の期日

健衛生所長の指示する日 令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保

<u>Б</u>. 検査の方法

合にあっては寒天ゲル内沈降反応 れたときは、同一血清について寒天ゲル内沈降反応)、 血清学的検査 (鶏を検査する場合にあってはエライザ法(当該検査で陽性が確認さ 鶏以外の家きんを検査する場

福島県告示第百八十五号

家

畜

産

課

畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。 家畜伝染病予防法(昭和二 一十六年法律第百六十六号) 第五条第一 項の規定により、 家

令和五年三月十七日

福島県知事 内 堀 雅

雄

実施の目的

豚のオーエスキー病の発生の予防

<u>-</u> 実施する区域

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

に満たない場合は、 生所長が指定した箇所において飼養されているもののうち任意の十四頭以上(十四頭くは供する目的で飼養している豚であって、地理的条件を考慮して福島県家畜保健衛 繁殖の用に供し、若しくは供する目的で飼養している豚又は肥育の用に供し、

実施の期日

全頭)

健衛生所長の指示する日 令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保

検査の方法

酵素免疫測定法又は中和試験

Б.

ラテックス凝集反応、

畜

産

課

福島県告示第百八十六号

ずる。
畜の死体の所有者は家畜の死体について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命畜の死体の所有者は家畜の死体について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり、家

令和五年三月十七日

福島県知事

内

堀

雅

雄

実施の目的

牛の伝達性海綿状脳症の発生の予防

実施する区域

県下一円

実施の対象となる家畜の種類及び範囲

三

る届出に係る牛の死体(牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則(平成十四年農林水産 牛海綿状脳症対策特別措置法(平成十四年法律第七十号)第六条第一項の規定によ

省令第五十八号) 第四条各号に掲げる場合に係る牛の死体を除く。

兀 実施の期日

令和五年四月

日

から令和六年三月三十一日まで

福

福島県告示第百八十八号

月八日認可した。

令和五年三月十七日

令和五年三月十七日

畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。

福島県知事

内

堀

雅

雄

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第五条第一項の規定により、

家

<u>Ŧ</u>i. 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則

(昭和二十六年農林省令第三十五号)

別表第一に定める

長

畜

産

課

福島県告示第百八十七号

実施の目的

実施する区域 豚熱の発生の予察

三 県下一円

実施の対象となる家畜の種類及び範囲

四

福島県家畜保健衛生所長が指定した箇所において飼養されている豚

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保 実施の期日

Ŧi. 健衛生所長の指示する日 検査の方法

臨床検査及び血清学的検査(エライザ法

畜 産

課

東土地改良区から令和五年二月十六日付けで申請のあった定款の変更について、 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、

同年 三 市

福島県知事 内

(農村計画課) 堀 雅 雄

福島県告示第百八十九号

計画課及び福島県会津若松建設事務所で令和五年三月十七日から二週間一般の縦覧に供 ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路 道路法(昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に

令和五年三月十七日

福島県知事 内 堀 雅

雄

路 一般国道 一二一号 線 名 木流字橋本五〇三番 先まで 地先から 先まで 同 地先から 先まで 始字宫前一三一番一地 市町北町大字 会津若松市高野町大字 高瀬字高瀬一三番 同 木流字橋本五○三番 会津若松市高野町大字 始字宮前一三一番 木流字橋本五○三番 会津若松市高野町大字 地先から 区 **則一三一番一地** 市町北町大字 向瀬一三番一地 市神指町大字 間 変更後 変更前 の変変 更更 別後前 В A A 敷地の幅員 メー 四三〇・八 三五 三五 九四・四 九四・四 トル 三、 延 メー 八六九・七 ○二七・九 八六九・七 トル

(道路計画課)

福島県告示第百九十号

計画課及び福島県会津若松建設事務所で令和五年三月十七日から二週間一般の縦覧に供ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に

令和五年三月十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一般	路
国道	線 名
_	11
云津若松市*	区
神指町大字	間
変更	の変変
前	更 更 別 後 前
四 一 五 ~	敷地の幅員
	(メ 延
三七・〇	トル)長

路

線 名

X

間

まで	高瀬字高瀬		から	一八号 高瀬字高瀬三番三
	五番二地先			三番三地先
		変更後		
	六二.五	四六・五~		五三
		一三七・〇		
	まで	字高瀨五番二地先	字高瀨五番二地先 六二・五 六二・五	字高瀨五番二地先 六二・五 六二・五

安達線 県道福島

五八番地先から

一本松市油井字前作

変更前

八七・六

五二・〇

同

市油井字中田

八番二地先まで

変更後

一一・〇~

<u>H</u>.

(道路計画課)

(選路言画語)

福島県告示第百九十一号

課及び福島県相双建設事務所で令和五年三月十七日から二週間一般の縦覧に供する。 て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道につい 令和五年三月十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

三 - 七	一、二二二十七	B 三二 元 · 〇 五 〈	変更後		
三二 - 七	1, 111	B 二二二 八 · 四		七同 / / / / / / / / / / / / / / / / / / /	J 1
五	一、二六五・三	A 八·六~	変更前	本叮一八丘番一也先か相馬郡飯舘村二枚橋字	
トル)	(メートル)	(メートル)			
長	延	敷地の幅員	変更美前	<u> </u>	各 泉 3

(道路計画課)

福島県告示第百九十二号

課及び福島県県北建設事務所で令和五年三月十七日から二週間一般の縦覧に供する。 て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道につい 令和五年三月十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

0)	変更	
別	後	
(メートル)		敷地の幅員
(メ)		延
トル		長

令和五年三月十七日

福島県告示第百九十三号

課及び福島県相双建設事務所で令和五年三月十七日から二週間一般の縦覧に供する。 て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道につい 令和五年三月十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

	日下石線	路 線 名
	九四番一地同一市大字相馬市大字	区
	九四番一地先まで同一市大字赤木字赤木田一四五番二地先から田一四五番二地先から田一四五番二地	間
変更後	変更前	の変変 更更 別後前
B A	В А	一 動
一 二 二 · 七 · 七 九 九	一二一八三 三二·七·六 九·九	敷地の幅員
	<u> </u>	→ 延
1, 1110.11	1, 1110.11	(メートル) 長

(道路計画課

福島県告示第百九十四号

設事務所で令和五年三月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

福島県知事 内 堀 雅 雄

	県道福	路
	福島安達線	線
		名
先 同 か ま	二本	供
で	松市	用
市油井宮	油井	開
字前作	字前作	始
_	<u>=</u>	の
二六七番	八番地先	区
地	先	間
	令和	供
	令和五年	用
	车	開
	三月	始
	一 上	0)
	七日	期
		日

(道路計画課)

福島県告示第百九十五号

供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の 設事務所で令和五年三月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年三月十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

県道鹿島日下石線	路線名
先同二相	供
ま 地馬 で 市 先 市	用
字ら字赤赤赤	開
木字西	始
木 山 九 田	Ø
四 一番 四	区
一 五 地 番	間
令 和	供
五年	用
_	開始
<u> </u>	Я П の
七日	期
	日

(道路計画課)

福島県告示第百九十六号

福

道路の構造の保全及び交通の危険の防止上支障がないと認めて指定する道路は、 おりである 車両制限令 (昭和三十六年政令第二百六十五号)第三条第一項第二号イの規定により 次のと

令和五年三月十七日

指定する道路の路線名及び区間

県道泉	県道小	路
泉岩間植田	浜上郡山	線
線	線	名
いわき市佐糖町字碇田七三番一地先から	同 郡同 町上郡山字関名古三三一番地先まで双葉郡富岡町上郡山字関名古三二八番一地先から	区間

指定する期日 令和五年四月 日

同

1,

わき市錦町江栗七反田二〇番一地先から 市佐糖町字碇田三九番三

一地先まで

(道路計画課)

県道日立いわき線

同

市泉町下川字大剣

番

地先まで

福島県告示第百九十七号

路の構造の保全及び交通の危険の防止上支障がないと認めて指定する道路並びに同令第 メートル以下の車両の通行方法は、 十条第一項の規定により定める当該道路を通行する高さが三・八メートルを超え四・一 車両制限令(昭和三十六年政令第二百六十五号)第三条第一項第三号の規定により道 次のとおりである。

令和五年三月十七日

指定する道路の路線名及び区間

福島県知事 内 堀 雅 雄

県道中野須賀川線	県道古殿須賀川線	路線名
同 市影沼町二二一番一地先まで須賀川市牛袋町一七番三地先から	同 市堀底町四三番地先まで須賀川市大黒町五三番三地先から	区
		間

三二 通行方法 指定する期日 令和五年四月一 日

名の道路の同表下欄に掲げる区間を通行する場合は、次の方法によらなければならな 高さが三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両が一の表上欄に掲げる路線

1 走行位置の指定

福島県知事

内

堀

雅

雄

害物に接触しないよう十分に注意すること。 設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障 恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施 トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す

後方警戒措置

三メートル以上、縦○・一二メートル以上(又は横○・一二メートル以上、縦○・ 二三メートル以上) 後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横〇・二 の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料

役別

氏名

住所

3 で 道路情報の収集 「背高」と表示した標識を、 車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

報を収集し、 道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、 上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。 あらかじめ道路情

(道路計画課)

縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県いわき建設事務所企画管理部企画調査

縦覧に供する図書

総括図、計画図及び計画書の写し

刷

公 告

公告第五十二号 令和五年三月十七日

とおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第十八条第十七項の規定により、 次の

福島県知事

内

堀

雅

雄

縦覧に供する図書

退任した役員 安達土地改良区の名称

野地 久夫

二本松市下川崎字東北六二番地

(農村計画課)

課

公告第五十三号

供する。 俣都市計画火葬場の決定に係る関係図書の写しの送付を受けたので、 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十条第 一項の規定により、 次のとおり縦覧に 川俣町から川

令和五年三月十七日

総括図、計画図及び計画書の写し

縦覧に供する図書

堀 雅

雄

福島県知事 内

縦覧場所 福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県北建設事務所企画管理部企画調査課

(都市計画課)

公告第五十四号

付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。 項の規定により、いわき市からいわき都市計画道路の変更に係る関係図書の写しの送 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第1 一項で準用する同法第二十条第

令和五年三月十七日

141

福島県知事 内 堀 雅

雄

公告第五十五号 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第二十条第 課 (都市計画課)

関係図書の写しの送付を受けたので、 項の規定により、いわき市からいわき都市計画第一種市街地再開発事業の変更に係る 次のとおり縦覧に供する。

令和五年三月十七日

福島県知事

内

堀

雅 雄

縦覧場所 総括図、計画図及び計画書の写し

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県いわき建設事務所企画管理部企画調査

都市計画課

リサイクル適性®

【定価 1 箇月 3,560円】

福 発行者 印刷所

島 株式会社 第 印